

広島県告示第九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業を廃止した事業所		サービスの種類	廃止年月日
			所在地			
三笠建設株式会社	福山市神村町一六三四番地の五	介護サービスみかさ	福山市神村町一六三四番地の五		訪問介護	平成二十二年一月三〇日
株式会社タオワークスコーポレーション	広島市西区三篠町三丁目一〇番一八―八五号	ヘルパーステーションひのき	広島市西区三篠町二丁目一五番二号		訪問介護	平成二十二年一月三十一日
株式会社アトラス	広島市安佐北区小河原町一三〇番地二一	おだやかな園短期入所生活介護事業所	広島市安佐北区小河原町一三〇番地二一		短期入所生活介護	平成二十二年一月三十一日
シードネットワークシステム有限公司	安芸郡熊野町中溝四丁目二一―八	すみれ介護ステーション熊野	安芸郡熊野町中溝四丁目二一―八		訪問介護	平成二十二年一月三十一日
シードネットワークシステム有限公司	安芸郡熊野町中溝四丁目二一―八	デイサービス老所かむながら	安芸郡熊野町初神九八一五番地七		通所介護	平成二十二年一月三十一日